

2025年、ハワイ住民の「手取り」が変わる! 米国税制改正「OBBA」徹底解説

ハワイにお住まいの皆さん、アロハ！いよいよ2025年度（2026年4月申告締切）のタックスリターンのシーズンが到来しました。

今年は例年と大きく異なります。2025年7月に成立した新たな税制改正法案「OBBA (One Big Beautiful Bill Act)」により、アメリカの

税制が劇的に動いているからです。これまでの減税項目が恒久化されただけなく、ハワイで働く・暮らす方々に直結する「新しい控除」が多数新設されました。Union Tax Solutionsが、皆様の還付金を最大化するためのポイントを絞って解説します。

1 サービス業・現役世代の方 チップと残業代が「非課税」に！？

ハワイの経済を支える観光・サービス業に従事する方にとって、今回の改正は過去最大のメリットとなる可能性があります。

- チップ収入の非課税措置：年間最大 25,000 ドルまでのチップ収入に対する連邦所得税控除が新設されました。
- 残業代の所得控除：FLSA(公正労働基準法)対象の残業代について、単身で 12,500 ドル、夫婦合算で 25,000 ドルまでを上限に控除が可能です。
- 自動車ローン利息の控除：2025 年から 2028 年までの期間限定で、米国製新車をローンで購入した場合、年 10,000 ドルを上限に利息が控除対象となります。

⚠ 「非課税=自動で減税」ではありません！

正しい書き方を知らないと、控除を受けられない可能性があります。

3 日本帰国を検討中の方 不動産・口座・出国税の「出口戦略」

昨今のインフレや円安を受け、本帰国を視野に入れている方も多いはずです。しかし、数十年暮らしたハワイを離れる際、無計画な資産整理は多額の税損失を招きます。

- 米国不動産売却のタイミング：自宅を売却して帰国する場合、米国の「居住用資産の売却益控除（最大 50 万ドル）」をいつ使うべきか？日本居住者として売却するか、米国居住者として売却するかで、日米両国での税率や円建ての課税額が大きく変わります。
- 「出国税」とリタイアメント口座：永住権や市民権保持者が帰国する際、401k や IRA を米国に置いたままにするのと、引き出すのではどちらが得か？日米租税条約に基づき、税務当局から二重課税を防ぐための緻密なシミュレーションが必要です。



Phone: 310-697-2664
Email: info@uniontaxsolutions.com
<https://uniontaxsolutions.com/>
メールは24時間受付中、お電話ご希望の方はメールでご予約ください

2 シニア世代・マイホームをお持ちの方 さらなる優遇措置！

リタイア後の生活や、ハワイの高い固定資産税に悩む皆さんにも朗報があります。

- 65 歳以上の特別追加控除：OBBA により、65 歳以上の方には 1 人あたり 6,000 ドルの特別追加控除が上乗せされます。夫婦共に 65 歳以上なら合計 12,000 ドルの控除となり、大幅な減税が期待できます。
- SALT 控除（州・地方税控除）の上限引き上げ：これまで 10,000 ドルだった上限が、2025 年は夫婦合算で 40,000 ドル（単身 20,000 ドル）へと大幅に拡大されました。ハワイの高い固定資産税を支払っている方にとって、待望の改正です。

無料相談
受付中

知っている人だけが得をする、新しいタックスリターン

- 「チップや残業代、どう書けばいいの？」
- 「ハワイの自宅を売って日本に帰るなら、いつがお得？」
- 「日本に帰国する予定があるけれど、税金が心配」

どんなささいな疑問も、日本語で分かりやすくお答えします。
Union Tax Solutions が、ハワイの皆さまの安心と利益を守るパートナーとなります。

※控除・非課税の適用には条件があります。詳しくは個別にご相談ください。

2025 年の税制改正はメリットが大きい反面、申告方法が複雑です。
あなたのライフスタイルに最適な税務戦略を立てませんか？

Union Tax Solutions

米国税理士 畑山 文人

石川県出身。大学卒業後に独学で英語を習得して渡米。LA の貿易企業勤務を経て、在米邦人や日系企業を顧客とする会計事務所に。オフィスマネージャーとして 5 年の実務経験を積む。米国税理士資格を取得後、日本で開業。在米日本人、在日アメリカ人の税務サポートやコンサルティングをインターネットで完結する形で行っている。



2025 年度のタックスリターンの申告期限は、連邦が**2026年4月15日**、ハワイ州は**20日**